

第2節

雇用・就労の促進施策

障害のある人の就労意欲が高まっている中で、障害のある人の就労を通じた社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で、自立していきいきと暮らせるよう、障害者雇用対策の一層の充実を図っていく必要がある。

1. 障害のある人の雇用の場の拡大

(1) 障害者雇用の現状

ア 平成25年障害者雇用状況報告

現在、身体に障害のある人又は知的障害のある人を1人以上雇用する義務がある民間企業(常用雇用労働者数50人以上。)については、毎年6月1日時点の障害者雇用の状況を報告することになっている。平成25年の報告結果は次のとおりである。

① 民間企業の状況(図表5-5)

平成25年6月1日現在の障害のある人の雇用状況は、障害のある人の雇用者数が10年連続で過去最高を更新し、408,947.5人(前年同日382,363.5人)となるなど、一層進展している。このうち、身体に障害のある人の雇用者数は303,798.5人(前年同日291,013.5人)、知的障害のある人の雇用者数は82,930.5人(前年同日74,743人)、精神障害のある人の雇用者数は22,218.5人(前年同日16,607人)と、3障害とも前年より増加していた。

また、民間企業が雇用している障害のある人の割合は1.76%(前年同日1.69%)であった。

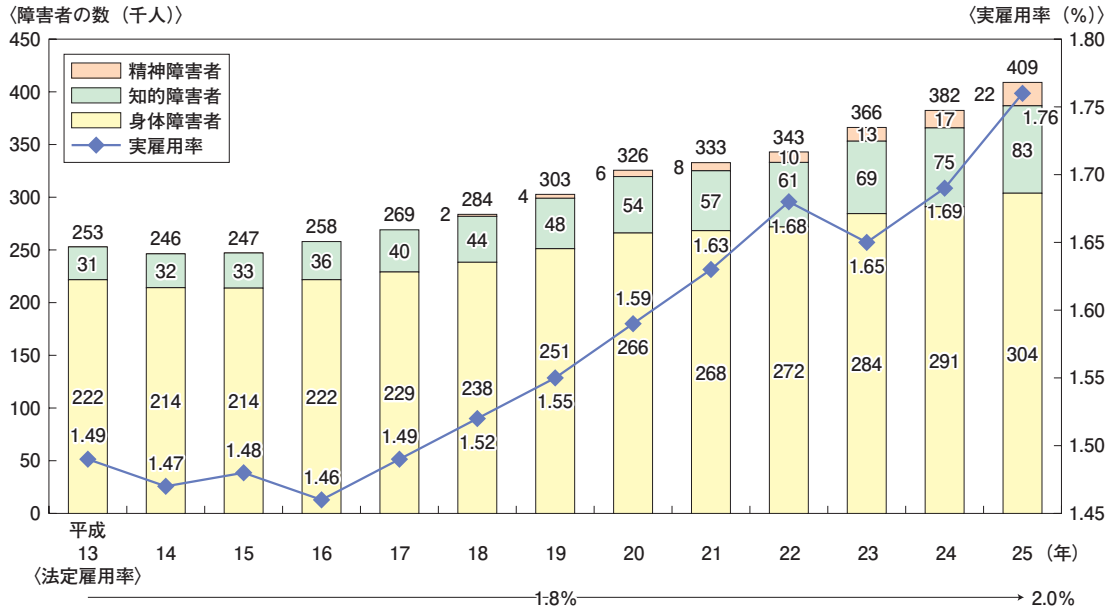
企業規模別に割合をみると、平成25年から新たに報告対象となった50~56人未満規模企業は1.56%、従来から報告対象であった企業のうち、56~100人未満規模で1.39%、100~300人未満規模で1.52%、300~500人未満規模で1.71%、500~1,000人未満規模で1.77%、

1,000人以上規模で1.98%となった。

一方、法定雇用率を達成した企業の割合は、平成25年4月に法定雇用率が引き上げられたこともあり、42.7%と依然として半数に満たない状況であった。なお、雇用されている障害のある人の数については、すべての企業規模で前年の報告より増加した(図表5-6)。

■ 図表5-5 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用される障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

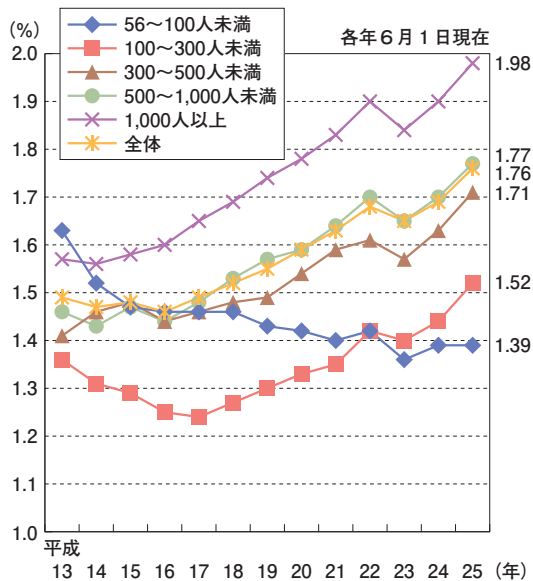
平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者

身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

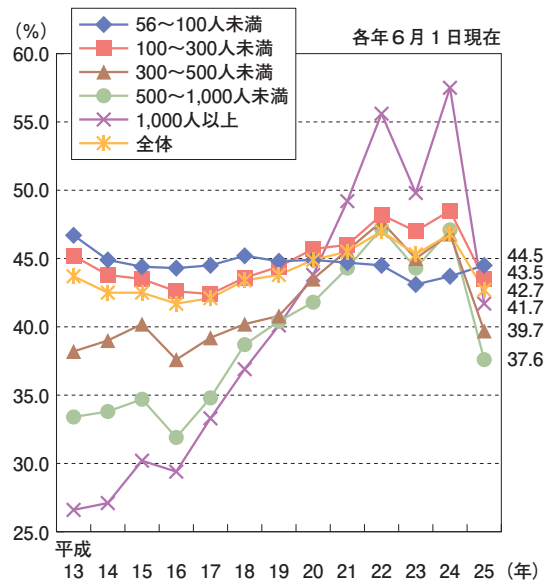
注3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

(2) 企業規模別実雇用率



※25年に新たに対象となった50~56人未満規模企業は1.56%

(3) 企業規模別達成企業割合



※25年に新たに対象となった50~56人未満規模企業は34.5%

資料：厚生労働省

■ 図表5-6 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者	B. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者 である短時間 労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに精 神障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規 雇用分			
規模計	企業 85,314 (76,308)	人 23,213,401.0 (22,577,527.0)	人 99,560 (95,164)	人 11,197 (9,806)	人 184,179 (170,977)	人 28,903 (22,505)	人 408,947.5 (382,363.5)	人 41,906.0 (34,637.0)	% 1.76 (1.69)	企業 36,413 (35,694)	% 42.7 (46.8)
50～ 56人未満	企業 5,470 (-)	人 288,097.0 (-)	人 931 (-)	人 224 (-)	人 2,079 (-)	人 647 (-)	人 4,488.5 (-)	人 434.5 (-)	% 1.56 (-)	企業 1,885 (-)	% 34.5 (-)
56～ 100人未満	企業 32,603 (29,599)	人 2,367,396.0 (2,186,941.0)	人 6,917 (6,624)	人 1,358 (1,089)	人 16,014 (14,670)	人 3,431 (2,581)	人 32,921.5 (30,297.5)	人 3,055.5 (2,514.5)	% 1.39 (1.39)	企業 14,514 (12,928)	% 44.5 (43.7)
100～ 300人未満	企業 33,497 (33,003)	人 5,156,348.0 (5,094,595.0)	人 17,229 (16,512)	人 2,797 (2,442)	人 37,258 (35,162)	人 7,289 (5,589)	人 78,157.5 (73,422.5)	人 8,346.0 (7,268.0)	% 1.52 (1.44)	企業 14,585 (16,010)	% 43.5 (48.5)
300～ 500人未満	企業 6,385 (6,436)	人 2,272,784.5 (2,292,805.5)	人 9,244 (9,069)	人 1,232 (1,104)	人 17,597 (16,895)	人 2,913 (2,518)	人 38,773.5 (37,396.0)	人 4,266.0 (3,637.0)	% 1.71 (1.63)	企業 2,537 (3,014)	% 39.7 (46.8)
500～ 1000人未満	企業 4,274 (4,190)	人 2,757,609.0 (2,709,840.5)	人 12,184 (11,688)	人 1,243 (1,113)	人 21,723 (20,378)	人 2,915 (2,376)	人 48,791.5 (46,055.0)	人 5,257.5 (4,537.0)	% 1.77 (1.70)	企業 1,605 (1,972)	% 37.6 (47.1)
1,000人以上	企業 3,085 (3,080)	人 10,371,166.5 (10,293,345.0)	人 53,055 (51,271)	人 4,343 (4,058)	人 89,508 (83,872)	人 11,708 (9,441)	人 205,815.0 (195,192.5)	人 20,546.5 (16,680.5)	% 1.98 (1.90)	企業 1,287 (1,770)	% 41.7 (57.5)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

5 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

資料：厚生労働省

② 国・地方公共団体の状況（図表5-7）

国の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害のある人の割合、勤務している障害のある人の数はそれぞれ2.44%、7,371人であった。

また、都道府県の機関（法定雇用率2.3%）

は2.52%、8,136人であり、市町村の機関（法定雇用率2.3%）は、2.34%、24,792人であった。

さらに、都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）は2.01%、13,581人であった。国、地方公共団体ともに、勤務している障害のある人の数は前年同日の報告より増加した。

■ 図表5-7 国・地方公共団体における障害者の在籍状況

1 法定雇用率2.3%が適用される国、地方公共団体

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤達成割合
国の機関	301,817.0 人 (307,130.5 人)	7,371.0 人 (7,105.0 人)	2.44 % (2.31 %)	39/ 40 (39/ 39)	97.5 % (100.0 %)
都道府県の機関	322,458.5 人 (323,879.0 人)	8,136.0 人 (7,882.0 人)	2.52 % (2.43 %)	144/ 156 (144/ 155)	92.3 % (92.9 %)
市町村の機関	1,061,543.5 人 (1,052,790.5 人)	24,792.0 人 (23,730.5 人)	2.34 % (2.25 %)	1,947/2,372 (1,998/2,312)	82.1 % (86.4 %)

2 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤達成割合
都道府県等教育委員会	676,557.0 人 (673,631.0 人)	13,581.0 人 (12,677.5 人)	2.01 % (1.88 %)	72/125 (85/121)	57.6 % (70.2 %)

注1 各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

4 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

資料：厚生労働省

■ 図表5-8 国の機関ごとの障害者の在籍状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
国の機関合計	301,817.0	7,371.0	2.44	11.0	
行政機関合計	273,402.5	6,667.0	2.44	11.0	
内閣官房	741.0	18.0	2.43	0.0	
内閣法制局	76.0	1.0	1.32	0.0	
内閣府	2,284.0	56.0	2.45	0.0	
宮内庁	860.0	22.0	2.56	0.0	
公正取引委員会	789.0	18.0	2.28	0.0	
警察庁	2,093.0	48.0	2.29	0.0	
金融庁	1,566.5	38.0	2.43	0.0	
消費者庁	321.0	8.0	2.49	0.0	
復興庁	—	—	—	—	(注4)
総務省	5,192.0	142.0	2.73	0.0	特例承認あり(注5)
法務省	31,469.5	748.5	2.38	0.0	
公安調査庁	1,487.5	36.0	2.42	0.0	
外務省	5,753.0	150.0	2.61	0.0	
財務省	10,709.0	248.0	2.32	0.0	
国税庁	57,430.0	1,360.5	2.37	0.0	
文部科学省	2,130.0	51.0	2.39	0.0	特例承認あり(注5)
厚生労働省	52,586.0	1,423.0	2.71	0.0	
農林水産省	16,860.0	401.0	2.38	0.0	
林野庁	4,137.0	96.0	2.32	0.0	
水産庁	601.0	15.0	2.50	0.0	
経済産業省	5,139.5	127.5	2.48	0.0	特例承認あり(注5)
特許庁	2,684.5	62.5	2.33	0.0	
国土交通省	37,878.0	879.5	2.32	0.0	
観光庁	99.0	3.0	3.03	0.0	
気象庁	4,860.5	114.5	2.36	0.0	
海上保安庁	101.0	3.0	2.97	0.0	
運輸安全委員会	182.5	6.0	3.29	0.0	
環境省	1,602.0	37.0	2.31	0.0	
原子力規制委員会	594.0	2.0	0.34	11.0	
防衛省	21,251.0	507.0	2.39	0.0	
人事院	628.0	15.0	2.39	0.0	
会計検査院	1,297.0	30.0	2.31	0.0	
立法機関合計	3,536.0	82.5	2.33	0.0	
衆議院事務局	1,418.0	32.0	2.26	0.0	
衆議院法制局	80.5	2.0	2.48	0.0	
参議院事務局	1,079.5	25.5	2.36	0.0	
参議院法制局	68.0	2.0	2.94	0.0	
国立国会図書館	890.0	21.0	2.36	0.0	
司法機関合計	24,878.5	621.5	2.50	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
最高裁判所	1,011.0	24.0	2.37	0.0	
高等裁判所	1,725.0	39.0	2.26	0.0	
地方裁判所	16,651.0	414.5	2.49	0.0	
家庭裁判所	5,491.5	144.0	2.62	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 注5の省庁は、特例承認を受けている。特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	

資料：厚生労働省

イ ハローワークの職業紹介状況

平成25年度のハローワークを通じた就職件数は、平成24年度を上回る77,883件(前年度比14.0%増)であり、4年連続で過去最高を更新した。このうち、身体に障害のある人は28,307件(前年度比6.5%増)、知的障害のある人は17,649件(前年度比10.1%増)、精神障害のある人は29,404件(前年度比23.2%増)、その他の障害のある人(発達障害、難病のある人、高次脳機能障害などのある人)は2,523件(前年度比35.9%増)となり、精神障害のある人の就職件数が大幅に増加し、初めて身体に障害のある人の就職件数を上回った。

また、新規求職申込件数は169,552件(前年度比4.7%増)となり、このうち、身体に障害のある人は66,684件(前年度比3.1%減)、知的障害のある人は30,998件(前年度比2.6%増)、精神障害のある人は64,934件(前年度

比13.2%増)、その他の障害のある人は6,906件(前年度比24.1%増)であり、前年度同様に精神障害のある人やその他の障害のある人の申込件数が大きく増加していることが分かる。

(2) 障害者雇用対策について

ア 障害者雇用対策の基本的枠組み

障害者施策の基本理念である、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要である。この考え方の下に障害者雇用対策の各施策を推進している。

また、その実施に当たっては、平成4年に批准したILO第159号条約(障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約)を踏まえ、すべての障害の種類を対象として施